

第2節 構造

**1 構造耐力**

法20条

積雪荷重及び風圧力

① 積雪荷重（令第86条、細則第21条）

（1）積雪の単位荷重及び垂直積雪量は表1・2の数値による。

表1

単位荷重	30N/m <sup>2</sup> ・cm 以上	多雪区域
------	---------------------------	------

表2

区 域	垂 直 積 雪 量
南区のうち小金湯、 定山溪温泉東1丁目から定山溪温泉東4丁目まで、 定山溪温泉西1丁目から定山溪温泉西4丁目まで、 定山溪及び豊滝	1.9m
上 記 以 外 の 区 域	1.4m

（2）屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、令第86条第4項の規定にかかわらず、積雪荷重に表3の数値を乗じた数値とすることができる。

表3

勾 配		25度の場合	55度の場合	60度の場合	備 考
積雪荷重 に 乗 ず べ き 数 値	金属板葺とした場合	0.9	0	—	中間値は当該 度数に応じ比 例的に算定す る。
	繊維強化セメント板 又はこれに類する屋 根葺材とした場合	0.9	—	0	

② 風圧力（令第87条、平12建告第1454号）

地表面粗度区分及び基準風速V<sub>0</sub>は表4・5の数値による。

表4

地表面粗度区分	Ⅱ又はⅢ
---------	------

表5

V <sub>0</sub>	32m/s
----------------	-------

V<sub>0</sub>：その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて30m/sから46m/sまでの範囲内において国土交通大臣が定める風速